

第二章

内湖畔の形成と景観の 歴史的変遷

1 古代・中世の伊庭集落

鈴鹿山脈に源をもつ河川が合流してきた愛知川は、永源寺付近で湖東平野に入り、北西流し、扇状地を形成して琵琶湖に注ぐ。その間、左岸にある繖山山系を避けるように流路を少し北にかえる。伊庭の集落は、その繖山の西方に位置し、集落を流れる水流の源は、繖山の湧水であった。流れは穏やかで、かつては西方の大中の湖に注いでいた。大中の湖は干拓により消滅し、伊庭集落の西方に伊庭内湖を残すのみになっている。

位置的には伊庭集落は、東近江市北西部の能登川地区にあり、東に433mの繖山、西に伊庭内湖があり、南はきぬがさ町の広大な農地に囲まれた平坦な地勢にある。現在南に広がる農地はもとは伊庭内湖と称された内湖が干拓により農地となったものであり、西側に位置する現在の伊庭内湖も琵琶湖に接続していた大中の湖が大部分干拓されて、伊庭に近い部分のみが内湖として残ったものである。現在、伊庭町の集落は平野部で南で能登川町、北で山路町、東で猪子町に接しているが、明治初年までは能登川・安楽寺・須田は伊庭村の一部であり、伊庭村は能登川地区で最大の村であった。北の愛知川、東の繖山に囲まれた穏やかな地域に発達した集落であったといえよう。伊庭も幾度か洪水の被害にあっているが、それは上流の河川の氾濫ではなく、増水による琵琶湖水位の上昇によるものであった。

南東から北西方向に横長に広がる伊庭の集落の北方には、縄文時代の集落跡である能登川石田遺跡や大明神塚遺跡、東隣には弥生時代から平安時代の集落跡である高木遺跡、さらには大中の湖湖岸で発見された大中の湖南遺跡・大中の湖東遺跡など、数多くの遺跡が発見されている。愛知川左岸の湖辺のこの地域が早くから人々が生活を営む環境であったことがわかる。

伊庭集落の北方にある能登川石田遺跡では、中央を東から西方向に蛇行する川が流れ、それと同方向に流れる溝が南北で発見されている。さらに灌漑用水路か排湿用区画溝と思われる溝が幾条も走っている。そして流路間の区域には住居跡や墓跡が見つかり、木製の農具や青銅器生産のための鋳型や羽口の出土もみられ、とくに準構造船の部材が発見されたことが特筆されよう。水とこの地域の深い関係がわかる。伊庭集落に東隣する高木遺跡でも集落跡が発見され、この地域は水路と水田と点在する集落とで構成されていたことがわかる。伊庭集落の西方にある大中の湖南遺跡でも、遺跡中央を東から西に流れる水路が発見され、さらに水田跡や木製農具・釣針など漁労具など人々の生業に関わる遺物の出土がみられる。弥生時代の多様な生活実態が偲ばれる。

ところで文字史料で「伊庭」という文字が文献にみられるようになるのは平安時代後期になってからである。文献資料では、「伊庭」の初出史料は永治2年（1142）『散位源行真申詞記』（『愚昧記』紙背文書）である。これは源行真が、源友貞の殺人に関して自分は

無関係であり、「成勝寺領伊波庄」にいる友員の従者「伊波の源太」を召し問うことを求めた文書である。成勝寺とは崇徳天皇の発願により、保延5年（1139）に建立された寺であり、その際に伊庭の地が寄進され、その荘園の下司を勤めたのが佐々貴山公の一族で、それ以後伊庭を名乗ったとされる。保元の乱前に崇徳上皇は源為義を伊庭庄預所に任じており、伊庭氏は為義に従って保元の乱（1156年）に参加している。なお伊庭庄関係文書が九条家文書の中に残っており、正応6年（1293）の「九条家文庫文書目録」によれば、九条家に伊庭庄関係文書が伝えられていることがわかる。その後建武3年（1336）の「九条道教家領目録案」（九条家文書）に「北政所御領」として「近江国伊庭庄領家職」が見え、鎌倉時代を通して九条家が領家職を保持し、伊庭氏が現地支配を行っていたのであろう。なお『吾妻鏡』には源平争乱期に源氏方についた伊庭を名乗る人物が数名みられ、佐々木氏系図にもその支流として伊庭氏系図が存在する。彼らが伊庭と名乗るからには、伊庭庄の荘官的役割にあり、伊庭に本拠を置いていた可能性が十分にある。

その後伊庭氏は、南北朝期になると佐々木道誉の被官として合戦に参加した伊庭弥五郎や六角氏の奉行人伊庭常智の名が見え、觀応の擾乱では六角氏の守護代として勢多橋を守護した伊庭六郎左衛門がおり、主家佐々木氏の状況に対応して行動していることがわかる。その結果、六角氏の守護代として勢力を振るう存在となった伊庭氏であるが、とくに文安3年（1446）六角氏の内紛の後、幕府の後ろ盾で家督を継いだ六角久頼の時代に、守護代であった伊庭満澄が活躍している。守護久頼の命をうけて奉行人が発給した六角氏奉行人奉書の宛名が伊庭満澄であり、その命令を満澄が当事者に通達している施行状が各所に残っている。そして久頼の死後の内紛を経て家督を継いだ高頼の代になると、満澄の子かと推定される伊庭貞隆がその役割を担当することになる。この頃が守護代伊庭氏の最盛期である。伊庭集落の東端にある大濱神社の文明3年（1471）の社殿造立時の棟札に貞隆の名がみえる。その後貞隆は高頼と対立し、文亀2年（1502）と永正8年（1511）にいわゆる伊庭の乱を起こし、敗れて没落した。伊庭氏の本拠がどこにあったかということについては明らかになっていない。発掘調査などで、その本拠が発見されることが期待される。

戦国時代に入ると織田信長の近江攻めに対し人質を出すことで伊庭は攻められずに済んだという。しかし安土城築城には伊庭山の大石を石垣に拠出している。その後伊庭を本拠にした武将に徳永寿昌がいる。天文18年（1549）に生まれ、豊臣秀吉らに仕えた後、関ヶ原の合戦には東軍につき、その後美濃高須城5万600石余の城主となっている。彼の墓が、伊庭山中の妙金剛寺跡に残っている。

江戸時代には、当初伊庭は幕府領となったが元禄11年（1698）に駿河から移された旗本三枝氏が知行することになり、伊庭に陣屋を置かれた。現在謹節館がある場所が陣屋跡といわれている。その地域が「城」と通称され、小字名に「西殿」「東殿」が残っているということもあり、伊庭氏の居城跡とも考えられている。

ところで伊庭の歴史的景観について考えるとき、土地と水がキーワードである。土地については、関係史料が豊富でないことは既述のとおりであるが、それでもこの地域に関する古文書が残っている。その多くに売券がある。売券には、売買の対象になった土地の所在地について条里表記で書かれているもののがかなり存在する。そこでそれを素材として、過去の土地景観を考えてみることにする。

その状況を表にしたものが『能登川の歴史』に「条里遺称地名表」として掲載されている。そこには能登川地区として79件があがっているが、そのうち55件が伊庭庄内所在である。79件についてはすべてが条里呼称で記載されているのでなく、小字名記載のものも含まれており、条里呼称が55件、小字名呼称のものが29件である。伊庭庄内で条里呼称で田畠屋敷地を表記しているのは43件に上る。79件は期間としては、正和5年（1316）3月から延享元年（1744）2月27日に及ぶ。関係史料としては、「八王子法橋伝来文書」「八王子稚児宿伝来文書」と『近江神崎郡志稿』引用文書がほとんどを占める。それらの古文書記載の条里呼称田畠屋敷地の地点を神崎郡条里復元図に星印記号で示した図面が前掲『能登川の歴史』に収録されている。今回は古文書記載の条里呼称田畠屋敷地の地点を、条里の里ごとに整理して考えたい。

伊庭庄の荘域は、「八王子法橋伝来文書」や「八王子稚児宿伝来文書」として伝来する中世文書や『近江神崎郡志稿』記載の近世文書に記載されている伊庭庄内の条里呼称表示田畠屋敷所在地と、神崎郡条里復元図とを照らし合わせると、おおよそ推定できる。『能登川の歴史』によれば東は繖山の尾根筋、南は須田の集落の北半を含み、北は庄境川を界して山路町に接し、西は内湖に臨んでいる範囲としている。なお神崎郡の条と里は、条は北から南へ、里は東から西へ数える。坪呼称は北東坪を起点として南へ数えていく平行式であることが現存の山路村地籍図から判明している。それらを勘案すると伊庭庄荘域は図3の神崎郡九条・十条・十一条、九里・十里・十一里の九里の範囲にあたる。ただし十一条十里と十一条十一里は内湖部分あたり、実質は残り七里部分である。現在の伊庭の集落の主体部分は十条十一里部分とその周辺を含み込んだ範囲である。

以下、各条里呼称の土地について里坪ごとに古文書との照合を行ってみる。九条九里からみることにする。なお「八王子法橋伝来文書」は「法」、「八王子稚児宿伝来文書」は「稚」と略し『能登川の歴史』で付された文書番号を掲げ、『近江神崎郡志稿』引用文書は「志稿」と略し上巻記載のページ数を記した。また江戸時代分には△を付した。まだ取り落としなども存在するが、基本的な傾向は知ることができよう。

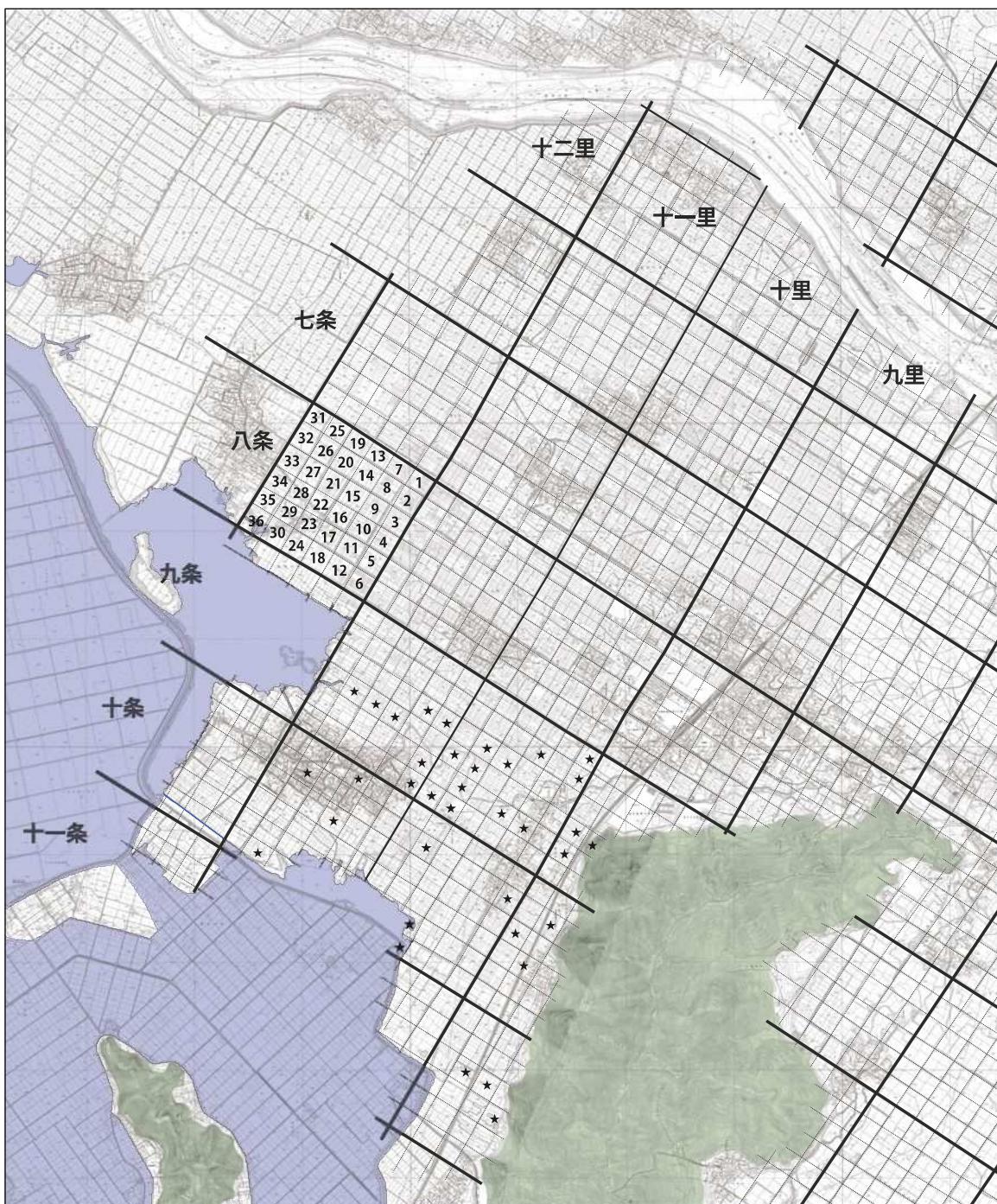


図3 伊庭庄坪付状況図

[九条九里]

28坪	法198号	延徳2(1490) 12.1	田地60歩
〃	法203号	文亀3(1503) 11.6	田地30歩
34坪	法181号	貞治3(1364) 5.29	32歩
35坪	稚208号	永禄9(1566) 12.22	田地180歩

[九条十里]

1坪	志稿787頁	享禄4(1531) 4.4	作職
〃	志稿788頁	天文5(1536) 5.15	作職
2坪	志稿787頁	大永8(1528) 6.5	作職
11坪	法200号	明応2(1493) 3.25	畠地1畝
14坪	志稿773頁	永正1(1504) 11.20	田地
17坪	法199号	延徳3(1491) 11.14	畠地36歩
〃	志稿788頁	天正14(1586) 12.23	作職
21坪	法190号	応永21(1414) 12.27	畠地2反
〃	△志稿72頁	元禄9(1696) 1.19	作職
〃	大浜神社文書	応永31(1424) 3.-	
27坪	法188号	応永17(1410) 1.24	畠地36歩
〃	法197号	延徳1(1489) 6.-	畠地30歩
28坪	法181号	貞治3(1364) 5.29	20歩
29坪	法178号	正和5(1316) 3.-	田地300歩
〃	法184号	康暦3(1381) 2.4	田地1反300歩
30坪	法187号	応永3(1396) 9.-	畠地36歩
〃	稚219号	応永2(1395) 12.29	畠地36歩
〃	△志稿790頁	寛文3(1663) 12.6	畠地
34坪	△志稿788頁	寛永13(1636) 2.15	畠地
36坪	法181号	貞治3(1364) 5.29	29歩

[九条十一里]

3坪	志稿774頁	永正14(1517) 2.4	作職
5坪	△志稿788頁	寛永14(1637) 3.15	畠地
6坪	志稿774頁	永正13(1516) 6.-	畠地
9坪	大浜神社文書	応永30(1423) 11.28	
16坪	△志稿789頁	慶安5(1652) 12.11	作職
22坪	志稿788頁	天正17(1589) 12.9	作職
28坪	志稿778頁	天正10(1582) 11.13	作職

[十条九里]

26坪	志稿 779頁	天正 14 (1586) 12.26	作職
28坪	法 194号	応仁 1 (1467) 11.-	田地 120步
33坪	法 206号	永禄 8 (1565) 6.24	田地

[十条十里]

2坪	志稿	天正 11 (1583) 12.27	作職
23坪	法 180号	正平 7 (1352) 2.-	田地 1反
24坪	法 180号	正平 7 (1352) 2.-	田地 1反 30步
26坪	△志稿 790頁	元禄 4 (1691) 10.25	作職

[十条十一里]

13坪	志稿 70頁	長禄 3 (1459) 2.9	畠地・屋敷地
"	志稿 774頁	大永 5 (1525) 12.12	屋敷地
"	志稿 786頁	天文 19 (1542) 12.28	
15坪	△志稿 788頁	寛永 16 (1639) 12.24	作職
26坪	△志稿 788頁	寛永 19 (1642) 9.11	作職
30坪	△志稿 789頁	寛文 1 (1661) 11.15	屋敷地

[十二条九里]

16坪	法 185号	至徳 2 (1385) 12.8	田地 240步
21坪	△志稿 789頁	明暦 2 (1656) 8.23	作職
27坪	法 180号	正平 7 (1352) 2.-	田地 270步

まず中世文書からみて特徴的なことは、十二条九里地域が件数多く、そのうえ畠地・屋敷地が多いことである。この地域が微高地である可能性があろう。その東隣十二条九里には中世文書の壳券が4件みられるのに対し、西隣の十二条十一里地域は『近江神崎郡志稿』収載文書に残る条里呼称地名がほとんどであり、内湖に近い地域の田地化は遅れたのかもしれない。さらに一筋南の十条を東からみていくと、十二条九里・十二条十里では、件数は少ないがともに古文書も郡志稿収載文書とほぼ同数である。より南の十二条九里も同様である。しかし十二条十一里の内湖に近い地域においては十二条十一里と同じく郡志稿収載文書のみである。

琵琶湖に近い地域の田畠化が遅いのは、その地域が低湿地であった可能性も考えられよう。山路村地籍図では、村の西半域は溝田であり伊庭村でも同様な傾向があった可能性があろう。また注目されるのは十二条十一里域にも条里呼称の田地の存在がみされることである。当域は伊庭集落の南域にあたる。集落の北側には条里区画が展開しており、集落の南方にも条里呼称で土地の位置を表示できる状況であったとすれば、南方にも条里区画を認識できる何らかの施設があった可能性があると思われる。そのとき水路の存在が気になるところである。正確に水路は北側から南側に集落を通り抜けてつながっているわけではないが、流路の方向は

北から南の場合も、東から西への場合も条里区画とほぼ同方向である。さらに山路・林の集落を東から西へ流れる山路川や、伊庭川から分離して南へ流れる妙金剛寺川も条里区画の方向と平行である。

集落内の水路がどれほど条里区画と関連を持っているのかいなかないのか判然としないところであるが、集落の南方にも条里呼称の地名表示が機能しているならば、全面的には否定できないのでなかろうか。

「八王子法橋伝来文書」「八王子稚児宿伝来文書」などの中世文書を多く伝える伊庭山中腹にある天台宗寺院である安楽寺は、天正4年（1576）織田信長の焼き討ちにあったという。寺自体は、江戸時代の寛政3年（1791）再興の後、嘉永6年（1853）、明治32年（1899）火災に見舞われ、現本堂は明治35年の建築である。当寺は、八王子法橋及び五人衆・十六人衆という集団によって維持運営されていた。集団をとりまとめる最長老が法橋であり、その法橋が代々管理していた文書が「八王子法橋伝来文書」である。八王子社は安楽寺の鎮守であったとされ、現在は二ノ宮・三ノ宮とあわせて繖峰三神社になっている。繖峰三神社と、北に近接する望湖神社（もと多武大明神と称された）、伊庭集落にある大濱神社ともに「坂下し」で知られる伊庭祭りを執り行うが、それを支えるのが繖峰三神社では法橋・五人衆の組織であり、望湖神社と大濱神社では宮座であり、それらの構成員は伊庭・安楽寺集落の人々である。なお「八王子稚児宿伝来文書」は年番で選ばれる伊庭祭りの稚児を勤める家が代々文書箱で伝えた文書である。

伊庭集落にある妙楽寺は、建武4年（1337）了念開基とされる寺院であり、能登川地域では躰光寺町の弘誓寺と並ぶ中世創建の寺院である。当初は仏光寺派であったが、元文4年（1739）に西本願寺末に転派した。妙楽寺には南北朝期の仏光寺派制作による絵系図が伝わっている。また門徒の家でも絵系図が保管されている。絵系図の制作は現在でも行われており、毎年8月11日・12日の両日は門徒が各家の絵系図を妙楽寺に持ち寄る絵系図参りの行事が続いている。

中世の信仰がいまに息づいていることを示している。

2 近世の伊庭集落

近世の伊庭集落は、史料上に「伊庭村」としてあらわれるが、当時の伊庭村は現在の能登川集落・安楽寺集落・北須田集落を枝郷とする村落であり、史料上「伊庭村」とあっても厳密な意味で伊庭集落とそれ以外の枝郷との区別が難しい場合が多い。従って、以下の記述では、枝郷を含む「伊庭村」の様相を述べている場合が含まれることを最初に断つておく。

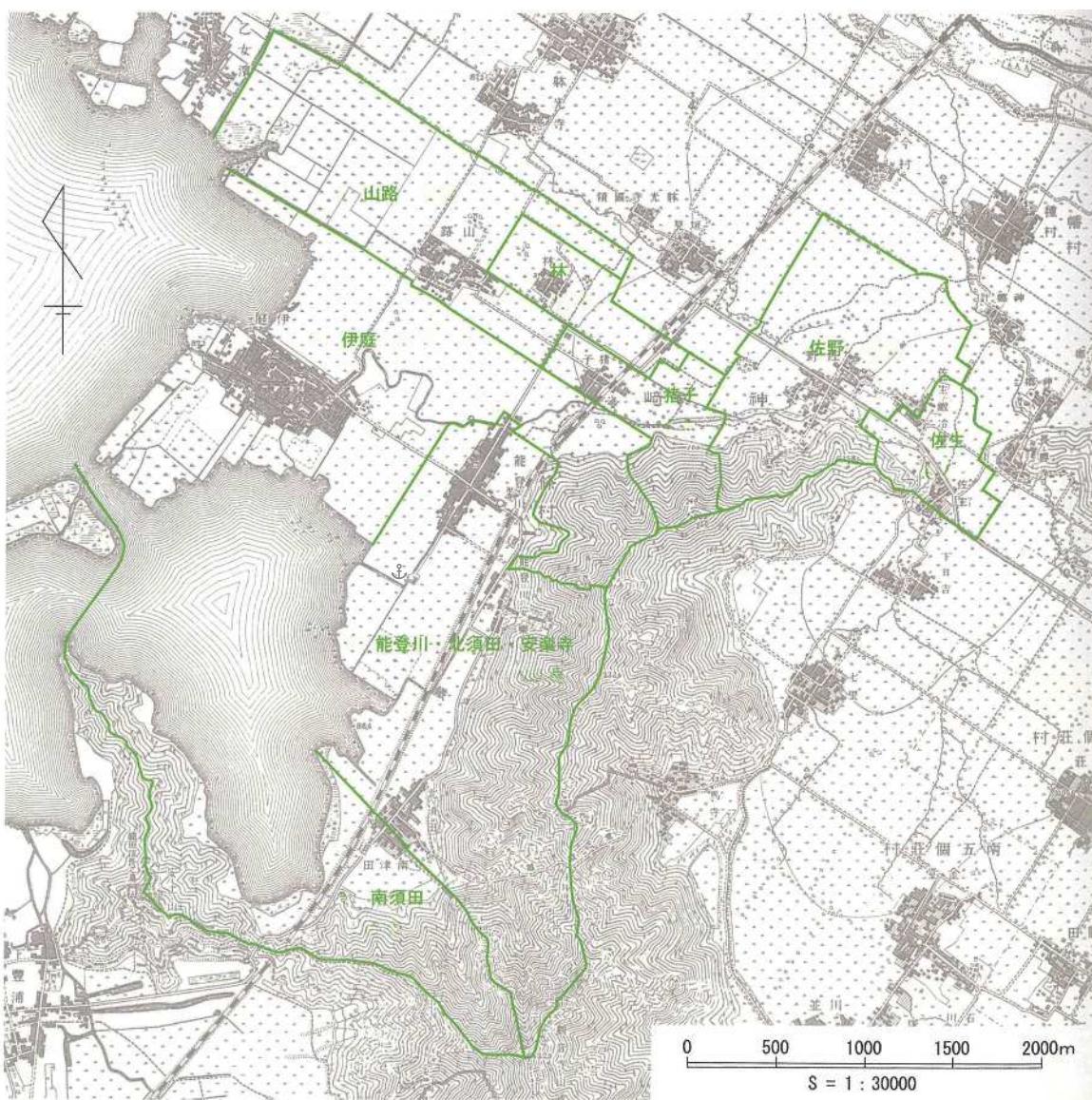


図4 伊庭集落の立地

(1) 伊庭村の支配

1) 三枝家領以前

近世初頭の伊庭村は幕領であり、元和8年（1621）に近江国奉行に任せられた小堀遠江守政一が支配した。伊庭村の支配に関わる史料は多くはないが、寛永13年（1636）6月、小堀政一は家老の小堀権左衛門に対して、「錢定」に関する高札を八幡山（近江八幡市）・日野（日野町）・伊庭に立てることを指示している。当時、小堀政一が支配する地域の中で、伊庭が支配の拠点的性格を有していたことがうかがえる。また、小堀政一は近江国幕領の勘定帳簿を残している。そこからは、伊庭御茶屋（伊庭御殿）の修復を担当していることや、その費用が近江国内の幕領から支出されていたこと、伊庭山の管理が小堀政一によって行われていたことや、「山守」が置かれていたこと、松茸が収穫されていたことがわかる。

小堀政一が正保4年（1647）に死去した後は、それまで支配していた長勝寺村・神郷村・佐生村・佐野村・種村・猪子村・林村・伊庭村の8カ村の代官には、弟である小堀正春が任命された。当時、これらの村々は「伊庭領」と呼ばれており、小堀によるこの地域の支配の中心地が伊庭であったことが改めて確認できる。

伊庭村の代官は、小堀氏の後、寛文8年（1668）就任の長谷川正清を皮切りに、長谷川猪兵衛、酒井定之、市岡清次、今井好親、金丸又左衛門、曲淵昌隆と変遷する。その後、元禄11年（1698）に旗本三枝家領となる。

2) 三枝氏入封以前の景観

写真2は、元禄元年の「中の海境界裁許図」（伊庭町共有文書）である。常楽寺・豊浦・白部（近江八幡市）・伊庭・乙女浜・福堂・堅田（大津市）伊崎立場の漁師間で、「中の海」の境界が争われ、京都町奉行所で裁許の結果、作成されたものである。伊庭村を含む各村落の様相は書き込まれていないものの、伊庭村の周辺は黄色に塗られ、「田畠」と記されており、耕地が全面に広がっていたことがわかる。また、大中の湖岸全体にヨシが群生していたことがうかがえるが、伊庭村の内湖岸のヨシ地帯は、それほど面積が大きくはなかったようである。



写真2 中の海境界裁許図

3) 三枝家入封以後

元禄11年に伊庭の領主となった三枝氏は、明治維新を迎えるまで伊庭村を含めた7,000石を領有した旗本である。三枝氏は、伊庭村に陣屋を構え、役人を置いた。この陣屋について、明治15年（1882）10月に編輯された「滋賀県神崎郡伊庭村誌」には、「字城ハ古昔伊庭城ト称シ豊浦冠者行実ノ居城ナリ、（中略）、中古徳川家ノ旗本三枝氏ノ陣営ナランガ、維新以後東京ニ移転セラレ、方今ハ戸長役場ニ充ツ、傍ニ鎮護神アリ守邦ノ社トス」と記される。伊庭城の廃絶後から三枝氏入封までの状況が判然としないが、三枝氏によって伊庭村の中心に支配屋敷が出現したことになる。なお、字「城」は、現在は謹節館（公民館）が置かれている場所である。

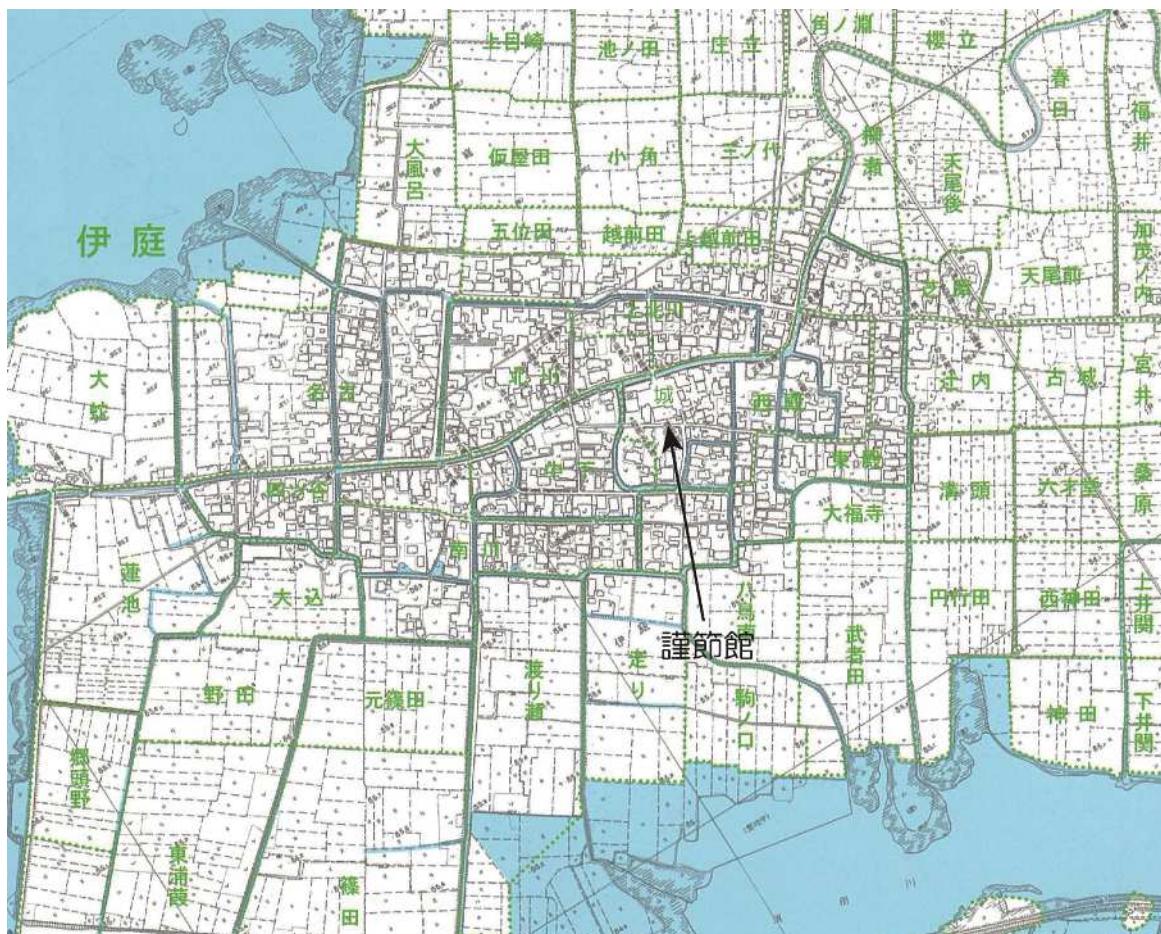


図5 字「城」の位置と謹節館(『明治の古地図』より一部転載)

また、写真3は、「新規御屋敷惣絵図」（伊庭町共有文書）と題簽が付された絵図で、年月日は未詳なるも、「朝鮮往来」に接していることから、三枝氏の陣屋であると想定される建物を描いたものである。

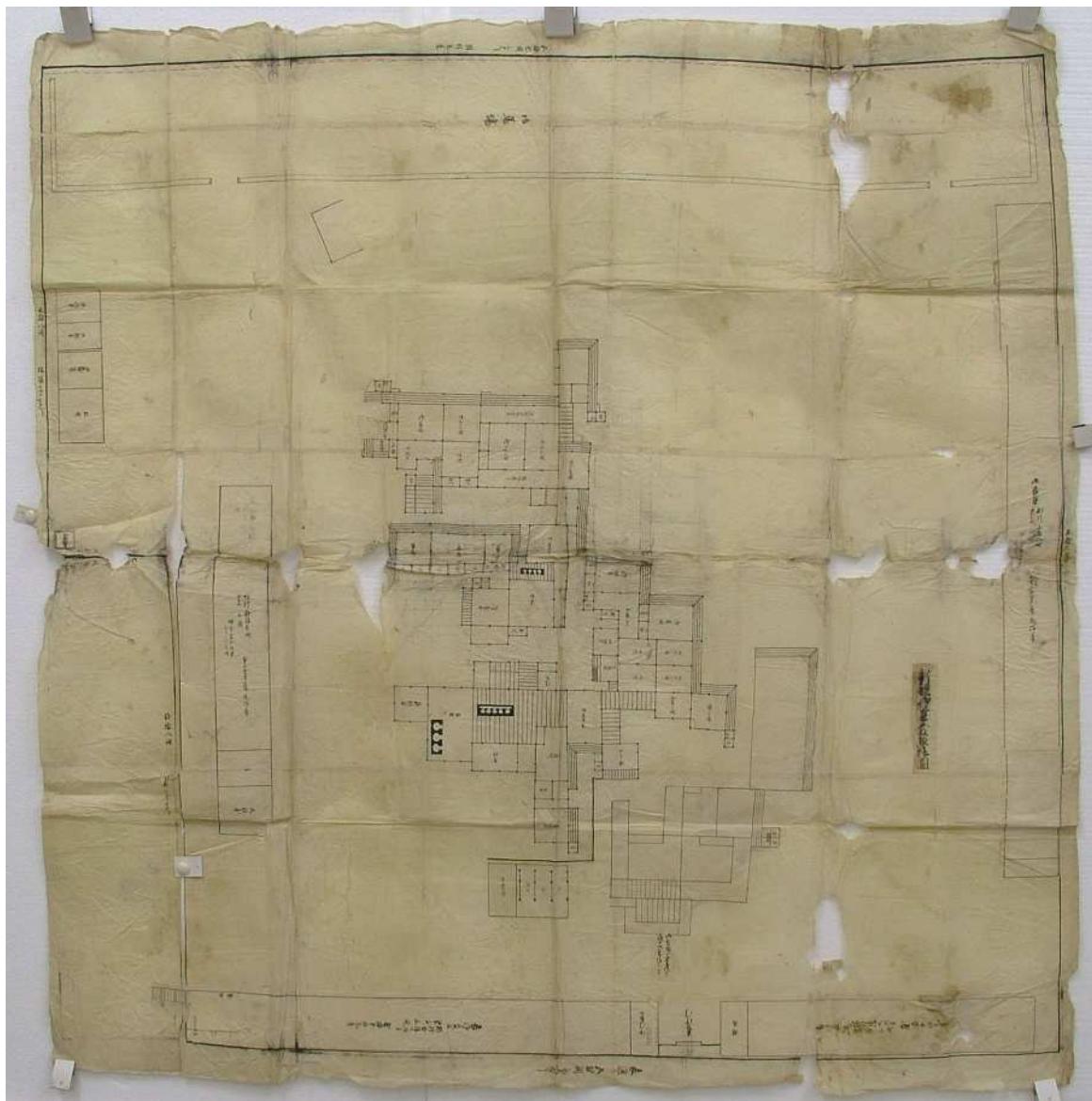


写真3 新規御屋敷惣絵図

(2) 中心集落としての伊庭集落

1) 枝郷との関係

前述のように、伊庭村は、能登川・安楽寺・須田の3集落を枝郷としていた。伊庭集落が村の中心であったことは、明治初年に、能登川以下の3集落が伊庭から分村を図った運動の関係史料からうかがうことができる。それによると、伊庭村の年貢免定は「伊庭村」として1通であること、村役人は伊庭集落からのみ選出されること、年貢が伊庭集落に運ばれることが記されている。また、時期は降るが、明治初年、伊庭集落以外は、戸長選挙に入

札できても開札には立ち会えないということも記されている。伊庭村の中心としての伊庭集落の立場は、圧倒的であった。

ただし、港湾機能は前掲図4にみられるように、能登川集落にあった。内湖に直接面した伊庭集落は、船の出入りは自由であったが、大きな船を係留する湊は存在せず、年貢や諸品の積み出しは能登川湊を利用した。史料上、「伊庭湊」という表現がみられる場合があるが、これは能登川湊を指している。

2)伊庭集落の内部組織

当時、伊庭集落は7つの「町」から構成されていた。西殿・東殿・北川・名古・四谷・南川・中下の各町である。また、遅くとも18世紀末期には、各町に町会所があった。各町はそれぞれに古文書を伝来しており、独自性の高い組織であったことをうかがうことができる。例えば、寛政8年（1796）の南殿町には、「博奕宿仕候もの御座候ハゝ、右村法ニ相准し家ほこち仕、本人之儀ハ御陣屋表へ差出シ」などの内容をもつ町定が規定されていた。「博奕宿」の存在からは、各町の町場的な様相が浮かび上がってくる。

ただし、伊庭村と各町との関係は、「村」が「町」の上位にあった。それは、上記の町定の「村法ニ相准し」という表現にみられるように、「村法」が「町定」の基礎になると明記されていることからうかがえる。村全体の基本方針は村が定め、現実の執行を担うのが町であったといえよう。

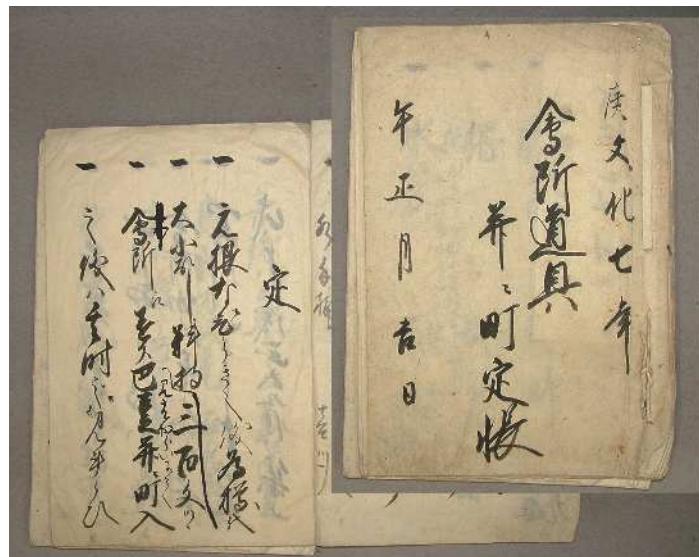


写真4 町定

(3)伊庭集落の生業

1)農業

伊庭集落の生業の中心は農業であった。瓜生川水系であり、「灌漑自由」「洪水暴漲」と「滋賀県物産誌」に記されるように、水量は豊かであった。

町場的な性格を持つ伊庭集落であるが、能登川・安楽寺・須田の3集落を含んだ1村落

としては、周辺の村落と比較すると規模が大きい。延宝7年（1679）検地では、面積190町5反8畝5歩で2,559石4斗9升8合の村高を計上しており、同検地帳によると、村内耕地の状況は、表5のとおりである。

表5 延宝7年伊庭村耕地状況

	面積	石高
上田	93町9反6畝26歩	1,409石5斗3升
中田	23町9反2畝6歩	334石9斗8合
下田	32町5反8畝3歩	390石9斗7升2合
下々田	9町5反7畝2歩	95石7斗7合
木荒田	4反8畝2歩	4斗8升1合
上畠	10町2反6畝19歩	123石1斗9升6合
中畠	4町2畝19歩	40石2斗6升3合
下畠	2町5反5畝13歩	20石4斗3升5合
下々畠	4反5畝19歩	2石7斗3升8合
木荒畠	3反2畝19歩	3斗2升6合
木原	7反4畝18歩	7斗4升6合
屋敷	11町6反8畝9歩	(判読不能)

村内面積の約半分が上田で、石高も上田分のみで過半数を占めており、農業生産に恵まれた村落であったといえよう。

2)水辺の生業

寛文9年（1669）の伊庭村の免定では、「一、米貳拾貳石 蔥年貢」、及び「一、米六石壱斗壱升 エリ年貢」との記載がある。これらは、伊庭内湖にかかる小物成である。

このうち、漁業については、前述のように、元禄年間（1688～1704年）に伊庭内湖に境界線が定められることとなった。元禄元年（1688）11月、内湖岸の豊浦村・白部村・常楽寺村・伊庭村・乙女浜村・福堂村、滋賀郡本堅田村（現大津市堅田）の伊崎立場漁師に対して、京都町奉行から内湖の境界線を定めるとの裁許がなされている。そこには、以下の5点が記されている。①豊浦・白部・伊庭・乙女浜・福堂の各村が内湖の中に榜示を立てて示した境界は、海年貢を納めているという証拠もないで認めることはできない。②常楽寺村と伊崎立場漁師が主張している内容（昔から7か浦入り組みで藻草採りと漁業をしてきたこと）は認めることができるので、それについて従来どおりで行うこと、③内湖でのエリ漁については、以前から行っているように村ごとに行うこと、④伊庭村と豊浦村の境界は、両村の主張がわかりづらいので、絵図に記した場所（はん場崎の石並と伊庭洲を線で引いた場所）を境界とすること、⑤白部村が主張する浅小井村との境界は認められてないので、浅小井村が主張する方を認め、また、常楽寺村と白部・浅小井村との境界線についても浅小井村の主張を認め、絵図に墨引きで記した場所を境界とすること、が決定した。この史料による

と、伊庭村は、内湖において藻草採りとエリ漁を含む漁業を行ってきたことがわかる。

伊庭村が水辺と深く関わったことは、船の所有の面からも指摘できる。近世の近江国の船数は、江戸幕府の船奉行、もしくは彦根藩の船奉行によって行われた船数改めの結果作成された、いわゆる「船数帳」に記録される。彦根藩領ではない伊庭村は、幕府船奉行の「船数帳」にデータが残る。

まず、慶長 6 年（1601）「江州諸浦れう舟・ひらた船之帳」（芦浦觀音寺文書）には、

伊庭ひらた舟 九十三艘 内十八艘 水入

十二艘 下舟

残而六十三艘（うち、丸船持は成安・助左衛門）

と記される。「ひらた舟（船）」は船底の平たい船で、近江国では漁業や農作業などに用いられた。本帳面では、「れう舟（漁船）」とひらた舟が区別されているので、伊庭村の舟は基本的に農作業用と考えてよからう。「丸船」はいわゆる丸子船のことで、運送用の船を指す。ただし、丸子船の持ち主については、能登川集落の人物の可能性が高い。

次に、慶安 2 年（1649）「江州諸浦船数帳」（前掲同）には、

一、六艘 壱人加子 伊庭舟

内三艘 小てんま

（中略）

（ヒラタ舟）

一、六十艘 伊庭村

同じく、延宝 5 年（1677）「江州湖水諸浦舟員数帳」（前掲同）には、

一、百七十三艘 伊庭

内 四艘 但し八十石より百石積迄 並てんま二艘 丸子舟

百六十九艘 ヒラタ船

元禄 9 年には丸子船 7 艘、田地養船 362 艘の計 369 艘であり、明治 11 年（1878）「滋賀県物産誌」には、482 艘（伊庭集落のみ）とあり、明治期にかけてヒラタ船数が大幅に増加していることがわかる。

3)山の利用

伊庭山は、領主山として幕領期に「山守」が置かれて松茸調達山となっていたが、三枝家領期にも、松茸及びしめじの入札が行われていた。

また、近代に入ると、明治 6 年（1873）4 月「官林字伊庭山御払下ヶ」（能登川町共有文書）によれば、「猪四ヶ所（伊庭・能登川・安楽寺・北須田）之内何レ之落札に相成候共、従前之通村中為救助之綜持山之規定に御座候」とあり、村の御救いのための総持ち山という位置づけがなされていた。

4)商業

商業に従事したことが判明するのは、幕末の米屋喜重（十）郎・金十郎・新六・金右衛門という4軒の肥料商や布仕入職の77人である。幕末には、彦根藩の支配下にある周辺村落で農業以外の生業が活発に営まれていたことが明らかになっている（原田敏丸『近世村落の経済と社会』、1983）、伊庭村も同様の様相だったと考えられる。特に、布仕入職のような麻布産業が盛んであり、幕末に向けて隆盛にむかった。布仕入職は、絹・緯の麻かせ・苧かせを仕入れて織屋や家内副業者に貢織に出して製織させ、織られた生地に染色・晒し、仕上げなどの加工を施していた。

明治3年の伊庭村の人戸は、人口1,984人、家数496軒であり、うち、農家317軒である。これら農家の副業として「麻布機ヲ製シ或ハ採藻採泥ヲ事トシ及ヒ漁業ヲ事トスルアリ」とある。商業従事者は142軒で、麻布や蚊帳を扱い、「大阪及ヒ中国・九州地方へ行売スルモノ多ク其他ハ総テ雜商ニシテ土地ノ販売ニ止マレリ」と記される。明治期に編纂された「滋賀県神崎郡伊庭村誌」には、「人民ハ庶業アリ農アリ商アリ工アリ労力アリ概シテ質朴ナリト雖モ其行商ヲ業トスル者ニ至テハ稍進取ノ氣象ヲ有シ資産遙ニ農家ノ右ニ出ル者アリ」と記される。麻布商売に従事する人々が、農業専業の人々に対して、次第に経済的な優位性を獲得していく様相をうかがうことができる。

5)その他の生業

その他、副業的に営まれた産業には、天明8年（1788）段階で判明する酒屋9軒に、神崎郡大工組頭として名が見られる田中家ほか大工数家が存在した（新谷稔家文書）。また、船大工も約10軒存在し、それらのうち貸船屋を兼ねる者もあった。

（4）景観の変容

1)水害

「滋賀県神崎郡伊庭村誌」に、「土地肥沃ナレドモ、沿湖ノ地ハ時々水損ヲ蒙ルコトアリ」と記される。琵琶湖の水位が上昇すると、大中の湖沿岸の地は水が浸いた。特に、台風や長雨の際には顕著であった。程度が甚だしいときには、湖岸の耕地ばかりでなく集落部の下手（内湖側）部分も水に浸かり、寺院を避難場所にすることがあった。慶応4年（1868）の洪水の際には、「中より上」の家は留守居以外は宿替え、「下」は留守居なしで残らず寺々の御堂へ仮居したという。妙楽寺の御堂には37、8軒が仮居したとされ（小嶋家文書）、水の浸きやすい領域が判明するとともに、寺院が避難場所として機能していたことがわかる。

2)天保期（1830～44）の新田開発

近世の間、江戸幕府はたびたび、琵琶湖を埋め立てて耕地を増加させ、生産量を上げること

とを企図した。それらの計画は、実際にはうまくいかない場合が多かったが、天保期の開発では実際に湖岸の一部が開発対象地として幕府に上知されることになった。伊庭集落では、内湖岸に梅安新田が開発されることになる。こうした湖岸は、葭年貢等の賦課対象となっている場所であったが、新田として石高が付され、新田分の年貢徵収は、伊庭村の領主である三枝氏ではなく、幕府代官によって行われた。



写真5 梅安新田

3) 神社の整備

伊庭村の景観を構成する要素の1つに、金刀比羅神社がある。当社は、村内の他の寺社と異なり、幕末に勧請されたことが明白な神社である。勧請は、安政4年（1856）10月、「近江琵琶湖上交通ノ守護神」のためである。村内の中村金四郎等による香川の金刀比羅宮参詣が、勧請の契機となった。宮堂の建立に際しては勧進がなされ、その後、元治元年（1864）7月に鳥居の寄進、慶応元年（1865）8月に上棟が行われている（金比羅講文書）。この鳥居については、能登川の阿部市郎兵衛の寄進によることがわかっており（阿部家文書）、麻布商人の関与がうかがわれる。

なお、阿部市郎兵衛家は、領主である三枝氏に多くの献金を行うほか、村内の他の寺社等にも寄進を積極的に行っている。利益を自村に還元する近江商人の面目躍如たるものがあるが、村内景観に影響を与えていたという点においても、幕末の麻布商売の繁栄は、伊庭村に

とって重要な意味をもったと考えられる。

なお、大濱神社も安政5年10月に「御宮殿地上拝殿再建」がなされている（大濱神社文書）。



写真6 金刀比羅神社



写真7 阿部家寄進の鳥居



写真8 大濱神社

3 明治・大正期の伊庭集落

(1) 明治期の伊庭集落

1) 近代行政区の変遷

明治初年は、全国で村の合併や分離の動きがみられる時期である。伊庭村においても、明治5年（1872）11月、能登川・安楽寺・須田（北須田）集落が、本村である伊庭集落からの分離を試みる運動を開始した。当時、伊庭村全体での村高は2,750石、軒数は約830軒であった。このうち、能登川集落は村高606石、軒数185軒、安楽寺集落は村高328石、軒数39軒、北須田集落は村高251石、軒数84軒という規模であった。3つの枝郷の分村理由は、伊庭村が大村のため「万事不取締」で、「神祭」などで旧弊が改まらず出費が嵩んでいることなどであった。請願を受けた滋賀県は、翌6年に実地検査を行い、調整を図る。その際、特に問題となったのが官山とされていた伊庭山の払い下げ問題であったが、県の指導により本郷・枝郷4集落のうちいずれの集落が落札しても、従来どおり4集落の「総持山」とすることが決定した。こうして、事実上の分村が明治6年になされたのであるが、実際には、入り交じっていた耕地の整理に時間を要し、かつ、枝郷の間での合併案がまとまらなかったため、正式な分村は明治13年を待つことになる。

正式な分村以後、「伊庭村」に関する種々のデータは、伊庭集落のみのものとなり、近世期とは異なり、伊庭集落の姿が単独で浮かび上がってくる。なお、現在までの伊庭集落の行政区の変遷を示すと、伊庭村→能登川村他8ヶ村（明治18年）→八条村（明治22年）→伊庭村（明治27年）→能登川町（昭和17年）→東近江市（平成18年）となる。



写真9 伊庭内湖からみた伊庭山

2) 明治初年の村況

「滋賀県物産誌」によれば、明治 12 年の伊庭集落は、人口 1,984 人、家数 496 軒であり、うち、農家が 317 軒とある。農家の割合は、63.9% となる。これら農家の副業として、「麻布機ヲ製シ或ハ採藻採泥ヲ事トシ漁業ヲ事トスルアリ」とある。工業従事者は 37 軒、商業従事者は 142 軒で、周辺村落に比して非農業家の割合が高めである。これは、朝鮮人街道沿いの村々に共通する特徴である。また、村全体で船が 482 艘あり、単純平均すると 1 軒に 1 艘の船があった。

同時期の伊庭集落の様相を示すのが、写真 10 である。村界部分が、現在の能登川集落の地字の一部を取り込んでいる図であるが、これは耕地の整理が未完了であったことを反映したものである。



写真10 明治初年の伊庭村地籍図

(2) 明治期の生業

1) 農業

「滋賀県物産誌」によれば、瓜生川水系の田では米が栽培されていた。また、畑では大麦・大豆・菜種・藍葉・葉煙草を栽培している。注目されるのは「桃」である。産額「3,000貫」とある。多すぎるため、「3,000斤」の間違いかとも思われるが、総価格「180円」を計上し、近世比較で「—500貫」の生産高、売先が八日市村（東近江市八日市）と記されるこの桃は、現在、伊庭町で復活が試みられているいわゆる「伊庭桃」のことを指すのだろう。

2) 漁業

「滋賀県物産誌」には、近世には不明であった漁業の情報も記されている。

表6 伊庭村の水産物

産物	産地	販売高	売上	売先
鮒鮓	琵琶湖	1,000尾	137円50銭	
鯉	琵琶湖	500尾	125円	八日市村
鮎	琵琶湖	2,300尾	184円	八日市村
鰻	琵琶湖	30貫	30円	八日市村
鰐	琵琶湖	500尾	20円	八日市村
蝦	琵琶湖	20石	40円	八日市村

鮒や鯉のほか、鰻などが漁獲されていたが、圧倒的に鮒・鯉の売上げが大きいことがうかがえる。産地として「琵琶湖」とあるが、これは内湖を指していると思われる。また、売先については、内陸の八日市村（東近江市八日市）に限定されており、内陸部の魚食需要に応えていたといえよう。

3) 商・工業

農業の副業として商・工業が営まれていた。明治13年段階では、その多くの家々は、麻布や蚊帳を扱い、「滋賀県物産誌」には、「大阪及ヒ中国・九州地方へ行売スルモノ多ク其他ハ総テ雜商ニシテ土地ノ販売ニ止マレリ」と記される。ただし、幕末に繁栄した麻布商売は、明治初年における管理体制の弛緩や粗製濫造による品質低下と信用失墜によって取引量を減少させるにいたっており、従事家数は減少していたと考えられる。こうした状況を改善するため、有力麻布商を中心に改会所が設立されるが、明治14年（1882）後半から同17年頃にかけて襲来したいわゆる松方デフレによって、麻布の価格が大きく落ち込み、休機に陥るもののが続出したという。近世以来、伊庭村の麻布製造の有力者であった河原崎傳五郎家ですら、一時的に休業に追い込まれたと考えられている。

(3) 明治期の景観の変容

1) 水害

近代に入っても水害はたびたび発生した。そのうち、最大のものは、明治29年（1896）の大水害である。この年は、8月から長雨が続いたうえに、9月には暴雨が降り、琵琶湖の湖水面が上昇した。伊庭村内では床上浸水する家々が多数に上り、村人は寺院や伊庭尋常小学校に避難した。尋常小学校は9月8日から10月25日まで臨時休校し、その後、11月3日によく授業を再開できたという。このときの水位を示す石柱が、謹節館近くに建てられており、その被害の大きさを推し測ることができる。このとき、彦根では、全市街地に湛水して平常水位に戻るのに210日もかかったという。



写真11 明治二十九年大洪水碑

水害は、発生当時の集落・耕地景観に影響を与えたばかりでなく、その後の集落の在り方にも影響を与えた。

此風水害で駅前に異変がおこりました。と云うのは地形的に高台で鉄道より上地区の駅前の事 下能登川と比べれば被害も軽かった事は事実ですが、そのため特に栗見・伊庭の方々が交通の便も良いし水害のない駅前とばかりに續々と住居を移動 定着後は商に変られ戸数も増加し産業・交通の中心としての役割を位置づけた。

（『すてんしょ駅前（本町区）のあゆみ』）

大水害の発生により、伊庭集落を出て、能登川駅前に転居する人々がいたというのである。伊庭村では、明治後期からそれまでの400戸台から300戸台に戸数を減少させていることが指摘されているが、こうした災害の発生も戸数減少に拍車をかけた可能性がある。

2)鉄道の開通

明治期において、鉄道が開通したことは、伊庭村の景観にも影響を与えた。明治22年に開設された能登川駅は、垣見村と林村との境界上に設けられ、直接的に伊庭集落には影響がないように思われるが、駅周辺の道路の改良が進められていったのである。明治28年には、滋賀県が整備費用を負担する主要道を定めているが、伊庭道（能登川村能登川—伊庭村—五峰村—八幡村—葉枝見村新海）が含まれている。さらに、大正12年（1923）には、県道として、伊庭福堂線（伊庭村—栗見村乙女浜—福堂）、伊庭能登川線（伊庭村—能登川村）が認定されている。こうした主要道路では、荷車や馬車の通行が増加していった。また、大正期には、自動車の走行を見越した改修工事が少しづつ進められていくこととなる。

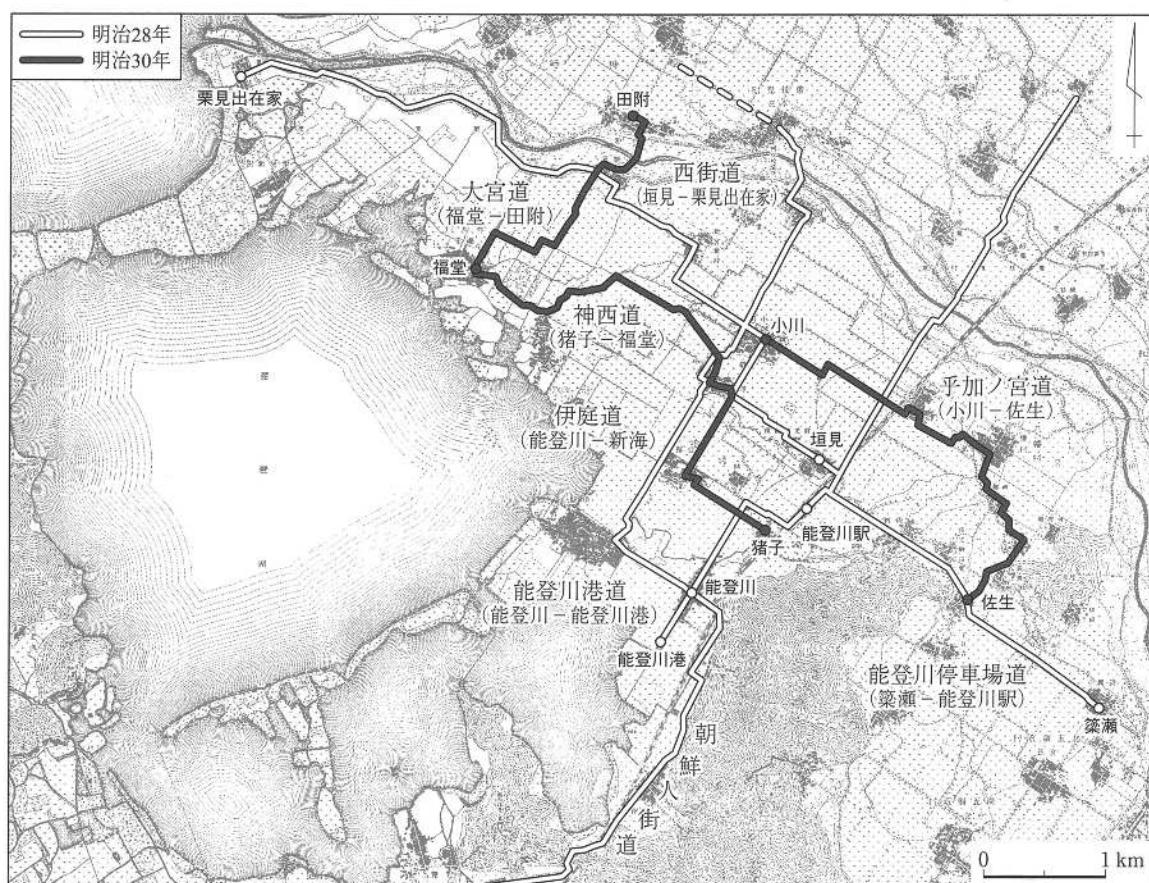


図6 伊庭村周辺の道路（『能登川の歴史』3巻より転載）

(4) 大正期の生業

1) 第1次産業

農業をはじめとする第一次産業戸数について、「耕作其他の戸数」(『近江神崎郡志稿』)として大正13年(1924)10月のデータがある。

表7 大正末年の第1次産業従事戸数

	自作	自作及小作	小作	林業	蚕業	漁業	計
本業	32	72	26	0	0	42	172
副業	0	0	0	0	5	72	80

明治12年(1880)段階で農業戸数が317軒であったことに比すれば、自作・小作農計130軒は半減以上であり、大きく減少しているといえる。これは、前述の集落全体の戸数減少を反映している可能性もある。しかしながら、作付面積については微増ではあるが年々増加していることが指摘されており、農家規模は拡大しているといえる。

漁業については、大正8年の記録によれば、中の海に13カ所、延べ1,702間のエリが設置されていた。また、面積300坪の水田養鯉の養殖場が1カ所開設されており、収穫高5円を計上していた。

2) 工業

製造業に関しては、「工業家の戸数」として同年同月のデータがある。

表8 大正末年の工業家戸数

	染色業	製作業	美術工芸品製作	その他	計
本業	3	46	0	23	72
副業	4	0	0	0	6

染色業と製作業は、前代以来の麻布商売に関係するものであろうが、「その他」とともに、判然としない。

3)商業

「商家の出店」として、同年同月のデータがある。

風呂敷卸、呉服、麻布など、繊維関係の商店が目立つが、自動車など新商売もみられる。

表9 大正末年の出店

店主	商標	出店地	商品	出店時期
中村富平	△(ヤマサン)	東京市日本橋区	風呂敷卸	
矢古島源一郎		同上	同上	明治39年5月
村田半兵衛	近半	同上	魚問屋	
中村九一	⊕(マルジュウ)	横浜市	船具	大正4年4月
中村善七		大阪市東区	呉服	
中村七四郎	㊭(マルカノウ)	同上	同上	明治37年4月
中村金次郎		同上	同上	
中村清九郎		京都市	麻布	
奥村伝三郎		大津市	自動車	

【近世・近代史からみた本質的価値について】

豊かな水系に恵まれた農村、街道沿いに位置し住居が密集する町場、内湖に面する漁村という複合的な性格を有し、生業が重層的に営まれていた規模の大きな村落であることが、伊庭集落の特徴であるといえる。

